

議員提出議案第1号

琴浦町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月18日 提出

提出者	琴浦町議会議員	桑 本 賢 治
賛成者	同	手 嶋 正 巳
	同	高 塚 勝
	同	澤 田 豊 秋
	同	大 平 高 志
	同	押 本 昌 幸

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

提案理由説明

琴浦町議会会議規則の一部改正について提案理由説明を行います。

1 改正の内容（改正案のとおり）

2 改正理由

これは、議会活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

3 改正の趣旨

(1) 欠席の届出事由として、現行、第2条第1項中の「事故」については、出産を除く一切の場合を指すものであるが、社会通念上としての「事故」は、一般的に思いがけず生じた悪い出来事や物事の正常な活動・振興を妨げる不慮の事態の意で用いられることが多く、誤解を招く可能性があるという指摘がかねてからあります。

よって、「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めるものであります。

(2) 出産に係る産前・産後の欠席期間等については、女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、議会への参画を一層促進するための環境整備の一環として、出産に係る産前・産後に配慮した欠席期間について、規定するものであります。

(3) 現行、第89条第1項中、「請願書の記載事項等」については、請願者の押印を一律に義務付けているところではありますが、請願者の利便性の向上を図るため請願者

が自署している場合は押印を不要とするものであります。

なお、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真正性を確保するため押印を必要とするものであります。

加えて、心身の故障その他の事由により署名することができない請願者に対する配慮の点から「記名押印」でも良いとするものであります。

請願者にとっては、それぞれの事情により「署名又は記名押印」を選択できることとなります。

なお、紹介議員については、その役割と責任に鑑み、現行どおり請願書の表紙に「署名又は記名押印」のどちらかを行うものとし、現行どおり改正しないこととします。

(4) 施行期日等

公布の日から施行する。

令和3年琴浦町議会規則第 号

琴浦町議会会議規則の一部を改正する規則

琴浦町議会会議規則(平成16年琴浦町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所(法人、団体等の場合にはその所在地)</u>を記載し、<u>請願者(法人、団体等の場合にはその名称を記載し、代表者)</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。